

大和市公告第51号

大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年大和市条例第21号）第4条第1項の規定により、平成25年度に負担金を賦課しようとする区域を次のとおり定める。

平成25年4月1日

大和市長 大 木 哲

1 賦課対象区域

| 大 字 | 小 字 |
|-----|------------------|
| 福田 | 甲八ノ区の一部 |
| 下和田 | 上ノ原の一部 中ノ原の一部 |

2 賦課対象区域面積 0.68ha

3 賦課対象区域位置図 別紙のとおり。